

議員提出議案第 3 号

中間市職員等の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年12月18日

中間市議会議長 堀田英雄様

提出者 中間市議会議員 宮下 寛

賛成者 " 青木孝子

 " " 田口澄雄

[提案理由]

中間市職員等の給与の臨時特例に関する条例による給与等の減額措置の期間を、12月31日までに改正するものである。

中間市職員等の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

中間市職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成 25 年中間市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 26 年 3 月 31 日」を「平成 25 年 12 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。